

公益社団法人日本パークゴルフ協会役員の報酬、費用弁償 及び通勤手当に関する規程

(平成 23 年 4 月 14 日制定)

(総則)

第1条 この規定は、公益社団法人日本パークゴルフ協定会款（以下「定款」という。）第32条第1項及び第2項の規定に基づく役員並びにその他の役員（以下「役員」という。）の報酬、費用弁償及び通勤手当について定める。

(報酬支給の範囲)

第2条 定款第32条第1項に規定する報酬の支給範囲は、会長、常務理事、理事及び監事とする。

(費用弁償)

第3条 役員が会議に出席したとき及びその職務に従事したとき、又は用務により旅行したときは、費用弁償を支給する。

(通勤手当)

第4条 常勤役員に通勤手当を支給する。

(報酬等額)

第5条 報酬、費用弁償及び通勤手当の額並びにその支給方法については、公益社団法人日本パークゴルフ協会役員の、費用弁償及び通勤手当支給要綱による。

附 則(平成23年4月14日、定時総会制定)

この規程は、一般社団法人日本パークゴルフ協会が平成22年10月28日に制定した「一般社団法人日本パークゴルフ協会役員の報酬及び費用弁償に関する規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して本法人設立の日から施行する。

附 則(平成30年9月23日、第2回臨時理事会改定)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月21日、第2回理事会改定)

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

公益社団法人日本パークゴルフ協会役員の報酬、費用弁償 及び通勤手当支給要綱

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本パークゴルフ協会役員の報酬、費用弁償及び通勤手当に関する規程（平成 23 年 2 月 24 日制定。以下「規程」という。）第 4 条の規定に基づき、役員の報酬、費用弁償及び通勤手当の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 規程第 2 条に定める役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額 100,000 円の範囲内で、理事会の承認を得て定める額とする。
- (2) 常勤役員（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、理事会の承認を得て定める額とする。
- (3) 理事及び監事 職務に従事した日、1 日につき 10,000 円。

第3条 前条の報酬は、次により支給する。

- (1) 報酬は、就職した月にあっては、その就職の日から日割をもって計算した額、任期終了、死亡等によりその職を離れたときは、その日まで日割をもって計算した額を支給する。
- (2) 前号の規程により、日割を要するときは、その当月の暦日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。
- (3) 報酬の支給方法については、公益社団法人日本パークゴルフ協会職員（以下「職員」という。）の例による。

第4条 規程第 3 条に定める費用弁償は、次のとおりとする。

- (1) 規程第 2 条に定める役員 職員旅費相当額
 - (2) その他の役員 別表に定める額
- 2 この要綱に定めるもののほか、費用弁償支給の原則及び支給方法並びにこの要綱により難しい場合、又は外国で職務を行った場合の費用弁償については、職員旅費の例による。

第5条 規程第 5 条に定める通勤手当の額及びその支給方法については、職員の例による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

この要綱は、一般社団法人日本パークゴルフ協会が平成 22 年 10 月 28 日に制定した「一般社団法人日本パークゴルフ協会役員の報酬及び費用弁償要綱」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成30年9月23日、第2回臨時理事会改定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月7日、第1回理事会改定)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和5年4月20日、定時総会改定)

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

附 則(令和6年2月21日、第2回理事会改定)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表(第2条関係) 常勤役員俸給表

単位：円

俸給	報酬月額
1	130,000
2	140,000
3	150,000
4	160,000
5	170,000
6	180,000
7	190,000
8	200,000
9	210,000
10	220,000

別表(第4条関係)

単位：円

日 当	旅行運賃		宿泊料
	私有車を使用した 場合	交通機関を利用し た場合	
1日につき 6,000	1 kmにつき 30	実費額	11,000

備考

- 旅行運賃は、私有車に便乗した場合において、当該私有車に便乗した者に対してはこれを支給しない。
- 旅行運賃のうち、私有車を使用した場合において、料程の計算における1 km 未満の端数、及び車賃の計算における10 円未満の端数は、これを切り上げる。
- 費用弁償の支給にあたって、旅行運賃のうち私有車を使用した場合を除き、その全部又は一部を現物支給にかえることができる。